

令和3年4月20日

No.377

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2階 アイシービル9階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

# 畜産会 経営情報

主な記事

**1 畜産学習室****畜産経営における早期改善に向けて**—畜産経営に共通する経営分析のポイント— (3)  
(公社)中央畜産会 近藤 康二**2 畜産統計情報****畜産物生産費統計 報告①**「令和元年牛乳生産費・子牛生産費」を公表  
農林水産省大臣官房統計部**3 中央畜産会からのお知らせ****令和3年度畜産特別資金融通  
事業の実施について**

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

**4 お知らせ****各種交付金単価の公表について**

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

## 畜産学習室

# 畜産経営における早期改善に向けて —畜産経営に共通する経営分析のポイント— (3)

(公社)中央畜産会 近藤 康二

令和2年2月からこれまで、畜種別の経営分析のポイントと、畜種共通として家族経営の経営目標である「所得」の考え方などについて、14回にわたり連載してきましたが、今回でこのシリーズは最後となります。

そこで、今回は全国の畜産協会等で実施している経営診断の実施状況と、その内容などについて紹介することとします。

### 経営診断の実施状況

全国の畜産協会では、畜産経営に対するさまざまな支援事業を実施しています。中でも畜産会組織が設立された昭和30年から65年の長きにわたって、中心的な業務として取り組んできたのが、家族経営を中心とした畜産経

営に対する経営診断・指導の事業です。令和元年度に全国で畜産協会が実施した個別経営に対する支援・指導の件数は、全体で1933件でした。このうち、経営の収支と技術成績に関する調査・分析に基づき指導・助言を行う経営診断は533件で、畜種別では酪農が151件、肉用牛が324件と大家畜経営が9割近くを占めています(表1)。

全国の畜産協会には常勤の役職員が737名います。このうち、主として畜産経営に対する支援・指導活動を担当するのが、経営支援活動の全体を企画・統括し自らもそれに従事する総括畜産コンサルタントと、それを補佐し支援活動に従事する畜産コンサルタントという人たちです。総括畜産コンサルタントは全国で104名、畜産コンサルタントは166名が

(表 1) 畜産協会組織の経営支援・指導の実施状況

単位：件

	経営診断					ワンポイント指導	経営計画策定	フォローアップ等	合計
		酪農	肉用牛	養豚	養鶏				
平成30年度	548	175	316	49	8	1,169	59	398	2,174
令和元年度	533	151	324	52	6	891	13	496	1,933

注：中央畜産会調べ

畜産協会に在籍しています。概ね、1県に総括畜産コンサルタントが2名、畜産コンサルタントが3名といったところですが（以上の人数については、令和2年4月1日時点の在籍人数です）。

なお、総括畜産コンサルタントは、中央畜産会が毎年度実施する「総括畜産コンサルタント資格試験」に合格している人たちです。

畜産経営を運営していくには、家畜の飼養管理はもとより、飼料作物の栽培・管理、機械・施設の運用・管理、経営財務の管理など、幅広い分野に関する知識と経験が必要です。このため、各畜産協会ではそれぞれの経営の改善課題に応じて専門的な助言を行うことができる外部の専門家を、いわゆる非常勤畜産コンサルタントとして委嘱しています。この専門家はさまざま、大学の先生、都道府県の畜産試験場の研究者、都道府県の普及センターや家畜保健衛生所の職員、農業協同組合の営農指導員のほか、獣医師や農場HACCP認証のための指導員や審査員の資格を持った方々などです。令和元年には全国で648名のほる専門家が、畜産協会に在籍する総括畜産コンサルタントや畜産コンサルタントとともに畜産経営に対する支援業務に携わっています。

このように、全国の畜産協会では、畜産経営が抱えるさまざまな改善課題に対応できるようにするために、地域のネットワークを生かして集団的な支援体制を構築しています。そして、この体制を補完するために、中央畜産会では全国レベルの専門家による畜産コンサルタント団（専門家集団）を設置し、道府県の畜産協会からの要請により、支援・指導の課題に応じた専門家を派遣する体制を整備しています。

### 経営診断の特長

畜産協会が実施する経営診断の特長は、経営の成果を所得という経済的な側面から把握しながらも、その成果を裏付けている技術的な側面についてしっかりと調査・分析するという点にあります。そして、その分析結果に基づいて経営の課題を明らかにするとともに、課題解決へ向けて、専門家から技術改善などの具体的な方策を助言・指導するという点も特長です。

経営の改善に向けた実際の取り組みは、経営者や経営に従事する家族や従業員が、取り組みの必要性を十分に理解し、日常的に実行していくことが大切です。このため、改善の

実行とその成果を把握し、フォローアップすることも必要に応じて実施しています。このためにも、地域の農協や普及センター、家畜保健衛生所などの協力体制が重要となります。

経営診断の手法としての特長は、経営と技術の関連性を明確にし、収益性に影響を及ぼす技術的な要因を分析していくという点にあります。この点については、これまでの養豚、酪農、肉用牛肥育、肉用牛繁殖、それぞれのパートで分かりやすく解説されているところです。

具体的な例を酪農の牛乳売上高で示すと、

経産牛1頭当たり牛乳売上高＝経産牛1頭当たり年間産乳量×乳価

となり、経産牛1頭当たり年間産乳量には、遺伝的資質や技術レベル（例えば繁殖成績や飼料給与など）が関連し、乳価には乳質（例えば乳脂肪率、無脂乳固形分率、細菌数など）が関連するというような具合です。

このように、単に経営収支や科目ごとの経費の多寡を見るだけでなく、その裏にある技術的な要因を分析・把握し、技術改善を行うことが収支の改善につながるという点が、畜産協会が実施している経営診断の最大の特徴と言えるでしょう。

### 経営診断のための調査と聞き取り

それぞれの畜産協会では、畜産経営の現場

を訪問し、家畜の飼養状況、飼料作物の生産・利用状況、経営収支などを調査します。その際、農協などの購買・販売データ、青色申告書や帳簿、借入金の状況などの資料を収集するほか、年間の作業時間などについての聞き取りを行います。

そして、大切なのは経営者の経営方針や今後の経営計画などに関する聞き取りです。

経営者の経営方針や経営計画に沿った改善策の提示が経営診断の大きな目的ではありませんが、場合によっては経営者の経営方針と経営の現状に大きな乖離があったり、齟齬があったりすることも考えられます。そのようなときは、経営方針の変更を助言せざるを得ないかもしれません。その助言をより説得力のあるものとするためにも、経営の収支だけでなく、生産技術の水準も含めた現状を正確に把握することが大切になるわけです。

### システムを活用した経営診断

中央畜産会では畜産協会が実施する経営診断の効率化と手法の統一を目的に、経営診断の際に活用する分析帳票を作成するためのシステム（個別経営諸表作成支援システム）を開発し、提供しています。

このシステムから出力される基本的な帳表について、酪農の例を次ページ以降に示しました。

帳表の構成は以下のとおりです。

#### ① 経営の規模

- ② 生産費用と損益
- ③ 貸借対照表と負債の状況
- ④ 実績の分析結果

それぞれの帳表について、簡単に説明しておきます。

### ① 経営の規模

この帳表は、経営の基本的な要素である、家畜飼養、土地利用そして労働投下の状況を把握し、それらの資源を利用して、年間でどれだけの生産物を生産・販売したかを把握するためのものです（表2）。

経営の基本的要素が、地域の他の経営と比較してどの程度の水準にあるのかを見極めておくことが重要です。

### ② 生産費用と損益

この帳表は、経営の一年間の生産活動によってどれだけの所得が生み出されたかを把握するものです（表3）。

（2）の損益計算は、一般企業で利用されている様式に準じていますので、青色申告書の様式とは大きく異なっています。

売上高には、経営の主たる生産活動によって得られた生産物の収入が計上されています。売上原価には、その生産物を生み出すために投入された資材や労働に要した費用が計上されています。売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いたもので、経営の主たる生産活動によって生み出された利益の額が示されています。

販売・一般管理費は生産活動で得られた生産物を販売し、収入を得るために必要な経費や、経営を管理運営するために必要な経費です。売上総利益から、この販売・一般管理費を差し引いたものが営業利益です。営業利益は、生産物の生産から販売までの過程で生み出された利益です。この段階までが通常の営業活動の範囲となります。

営業外収益は、畜産部門の資金から得られた利息、飼料取引や販売の奨励金、経営安定対策（マルキン等）の交付金などの収入です。一方、営業外費用は、畜産部門に必要な資金の借入に係る支払利息、飼料畑などの借入地代、経営安定対策事業に係る積立金などの支出となります。営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差し引いたものが経常利益となります。この経常利益は、対象経営の経営活動の最終成果となります。なお、この経常利益に、建物や施設・機械を処分した際に生じる処分損益などの特別利益、特別損失を加減したものが当期純利益になります。

（1）の当期生産費用は、売上原価を構成する当期生産費用合計の内訳を費目ごとに整理して示したものです。

当期生産費用の中には、雇用労働費とともに経営主やその家族が従事した労働時間に応じて生じた労働費が計上されています。家族労働費は家族が従事した労働時間に時間当たり単価（地域の他産業の賃金を参考に設定している。）を乗じて評価し、計上しています。この家族労働費は経営の外部に支払われるものではありませんので、所得の一部を構成し

(表2) 経営の規模

13-1-0000

区分	経産牛	育成牛	初生子牛		肥育牛		
			乳用種	交雑種	乳用種	交雑種	肉用種
平均			-	-			
期首			-	-			
期末			-	-			
出荷	-						
死亡・廃用			-	-			
年間牛乳生産量 (kg)							
年間牛乳販売量 (kg)							
年間牛乳販売金額 (円)							
年間畜体販売金額 (円)							

	時間			労働力人数
	飼養管理	飼料生産	その他	
家族				人
常雇				人
臨時雇				人
区分	実面積	うち借地面積	飼料生産利用のべ面積	
			うち借地面積	うち借地面積
耕地	水田			
	転作田			
	畑			
	未利用地			
計				
草地	個別利用地			
	共同利用地			
	計			
野草地				
山林原野				
畜舎・施設・その他			-	-

(2018年1月 - 2018年12月) 酪 - 1 -

(表3) 生産費用と損益

13-1-00001

費目	金額	経産牛常時1頭当り	牛乳100kg当り	構成比
種付料				
もと畜費				
購入飼料費				
自給飼料費				
飲料費				
労働費用				
家族費				
計				
診療・医薬品費				
電力・水道費				
燃料費				
減価償却費				
建物・構築物				
機器具・車輛				
家畜				
計				
修繕費				
小農具費				
消耗諸材料費				
資料料金・その他				
当期生産費用合計				
費目	金額	経産牛常時1頭当り	牛乳100kg当り	
牛乳販売収入				
子牛育成牛販売収入				
肥育牛販売収入				
堆肥販売・交換収入				
その他				
計				
期首飼養牛評価額				
当期生産費用合計				
期中経産牛振替額				
期末飼養牛評価額				
売上原価				
売上総利益				
販売経費				
共済掛金等				
租税公課・諸負担				
その他				
計				
営業利益				
受取利息				
奨励金・補填金				
経産牛処分益				
その他				
計				
営業外収益				
支払利息				
支払地代				
経常安定積立金				
経産牛処分損				
その他				
計				
経常利益				
特別利益				
特別損失				
当期純利益				
経常所得				
当期純所得				

(2018年1月 - 2018年12月) 酪 - 1 - 2

(表 4) 貸借対照表と負債の状況

13-1-00001

(1) 貸借対照表 (単位:円)

科目	期首	期末	
流動資産	現金・預金		
	売掛金		
	未収金		
	家畜		
	飼料ほか資材		
	その他		
	計		
	固定資産	建物・構築物	
		有形固定資産	
		器具・車輛	
家畜			
土地			
その他			
計			
無形固定資産			
外部投資			
その他			
合計			
繰延資産			
資産合計			
流動負債	買掛金		
	未払金		
	短期借入金		
	預託金		
	その他		
	計		
固定負債	長期借入金		
	その他		
計			
負債合計			
資本			
資本準備金			
当期利益			
資本合計			
負債・資本合計			

(2) 負債の状況 (単位:円)

区分	期首借入残高	当期借入金額	約定償還額	実償還額	期末借入残高
長期借入金					
短期借入金					
借入合計					

(3) 分析結果

項目	期首	期末	平均	比較値
当座比率 (%)				
流動比率 (%)				
固定比率(自己資本) (%)				
固定比率(長期資本) (%)				
自己資本比率 (%)				
経産牛1頭当り資金借入残高 (円)				-
経産牛1頭当り年間借入金償還負担額 (円)				-
経産牛1頭当り施設・機器平均投資額 (円)				-

(計算方法)

当座比率 = (現金・預金+売掛金+未収金) ÷ 流動負債計 × 100

流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100

固定比率(自己資本) = 固定資産 ÷ 資本合計 × 100

固定比率(長期資本) = 固定資産 ÷ (資本合計 + 固定負債) × 100

自己資本比率 = 資本合計 ÷ 負債・資本合計 × 100

(表 5) 実績の分析結果

13-1-00001

項目	前年実績	実績	前年との対比 (%, 前年=100)	比較値	比較値との対比 (%, 比較値=100)	メモ	
規模	経産牛飼養頭数 (頭)						
	飼料生産利用のべ面積 (a)						
	経産牛1頭当り飼料生産利用のべ面積 (a)						
	年間出荷乳量 (kg)						
	販売頭数	初生子牛 (頭)					
		交雑種 (頭)					
育成牛 (頭)							
肥育牛 (頭)							
所得	所得総額 (千円)						
	家族労働力1人当り年間経営所得 (千円)						
	経産牛1頭当り年間経営所得 (円)						
	所得率 (%)						
損益	経産牛 常時1頭当り (円)	売上高					
		売上原価					
		購入飼料費					
		減価償却費					
		労働費					
生産費用	牛乳100kg 当り (円)	生産原価 (家族労働費含む)					
		家族労働費除く					
		その他費用 (販売・一般管理費 営業外費用)					
投下労働	労働力1人当り経産牛飼養頭数 (頭)						
	経産牛1頭当り年間投下労働時間 (時間)						
	飼料生産のべ10a当り労働時間 (時間)						
生産技術・その他	総産乳量 (kg)	経産牛1頭当り産乳量 (kg)					
		平均乳脂率 (%)					
		平均無脂乳固形分率 (%)					
		平均乳価 (円)					
		平均産次数(期首)					
		平均産次数(期末)					
		1歳 当り 格 (円)	初生子牛(乳用種)				
			初生子牛(交雑種)				
			育成牛				
			肥育牛				
平均分娩間隔 (月)							
要路に要した平均種付回数 (回)							
乳価比 (%)							

(2018年1月 - 2018年12月) 畜 - 1 - 4

ます。このため、損益計算書の経常利益に家族労働費を加算したものが、所得となります。この連載の1回目（NO.375）で説明したように、家族経営において経営の目標となるのがこの所得となります。

### ③ 貸借対照表と負債の状況

この帳表は、対象経営の期首と期末時点における資産と負債の状況を整理した、(1) 貸借対照表と、借入金の借入と返済の状況を整理した(2) 負債の状況が主な内容となります(表4)。

負債の残高が期間内に増加していないか、借入金の返済が滞らず、順調に返済できているかなどが目の付け所です。

### ④ 実績の分析結果

この帳表は、経営の分析結果のポイントをコンパクトに整理したものです。当該経営の前年実績と比較することによって、経営成績が上向いているか、技術的に悪くなったところがないかなどをまず確認することが大切でしょう(表5)。

この帳表は、先に説明したように経営収支をその背景にある技術成績との関連で分析しやすいように、所得や損益と生産技術の成績を一つの帳表で検討できるように配慮して作成したものです。

なお、比較値の欄に畜産協会などが作成している県内の指標値を設定することにより、標準的な指標との比較が可能となることから、経営収支や生産技術などで優れている点

(=より伸ばしたい点)や、劣っている点(=改善を要する点)を把握しやすくなります。

以上、簡単に解説しました。肉用牛についても基本的には同様の構成となっています。

また、このほかに補助的な帳表として建物・機械の減価償却、資金別の借入・返済状況、月別の生産状況などの帳表も作成できるようになっています。これらの帳表を活用することにより、より詳細な分析が可能となります。

これまで述べてきたように、家族経営の経済的側面から見た経営目標は、所得としてとらえられます。そして、経済的な経営成果には、その背景に生産技術の良否が関連しています。

このような点に注意をして、経営分析の結果数値を読むことと、個人だけでなく関係機関や各分野の専門家との集団的な指導体制を構築することが、多様な課題を抱えた畜産経営の改善には必要であることを理解していただければ幸いです。

長期にわたる連載を最後までお読みいただきありがとうございます。

畜種ごとに執筆いただいた総括畜産コンサルタントの皆さまにあらためてお礼申し上げます。

(筆者：(公社) 中央畜産会 常務理事)

## 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告①  
「令和元年牛乳生産費・子牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和2年12月4日、令和元年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は牛乳生産費および肉用牛生産費のうち子牛生産費について報告いたします。

## 牛乳生産費

農業経営統計調査の牛乳生産費統計は、牛乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳生産者補給金の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

## 1. 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、搾乳牛を1頭以上飼養し、生乳を販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

なお、「経営体（個別経営）」は2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体のことを指している。

## 2. 調査期間

これまでは調査年4月から翌年3月までの期間であったが、令和元年より調査年を平成31年1月から令和元年12月までの期間に変更

した。

## 3. 調査事項

牛乳の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等。

## 4. 調査方法

調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、これに生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員または統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。調査票の回収（決算書類等の提供を含む。）は郵送、訪問、オンラインの方法により行った。

## 5. 調査対象経営体数

全国：422経営体（うち、集計経営体数：419経営体）

北海道：234経営体（うち、集計経営体数：233経営体）

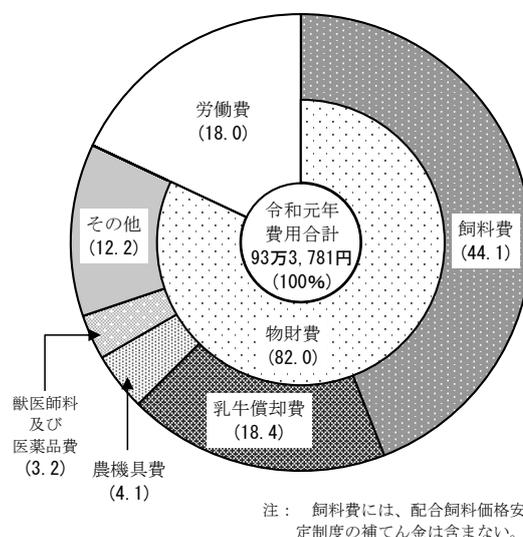
都府県：188経営体（うち、集計経営体数：186経営体）

注：集計経営体とは、選定できなかった経営体および調査期間中に調査不能となった調査対象経営体を除いた経営体としている。

## 調査結果の概要

令和元年の搾乳牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（全国）（以下「全算入生産費」という。）は79万6467円で、前年度に比べ1.8%増加し、生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費は8236円で、前年度に比べ2.1%増加した。

（図1）主要費目の構成割合（全国）  
（搾乳牛1頭当たり）



（表1）令和元年生乳生産費（全国）

区 分	搾乳牛1頭当たり		生乳100kg当たり(乳脂肪分3.5%換算乳量)	
	実 数	対前年度増減率	実 数	対前年度増減率
生 産 費	円	%	円	%
物 財 費	765,981	2.2	7,920	2.5
労 働 費	167,800	△ 0.6	1,735	△ 0.3
費用合計	937,781	1.7	9,655	2.0
生産費(副産物価額差引)	751,403	2.0	7,769	2.3
支払利子・地代算入生産費	758,671	2.0	7,844	2.3
資本利子・地代全額算入生産費	796,467	1.8	8,236	2.1

注：対前年度増減率は、令和元年と平成30年度を比較したものである（以下同じ）。

（表2）牛乳生産費（全国）

区 分	単位	平成30年度	令和元年		対前年度増減率
			実 数	構成割合	
搾乳牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	749,211	765,981	82.0	2.2
うち 飼 料 費	〃	402,009	411,699	44.1	2.4
乳 牛 償 却 費	〃	164,315	171,383	18.4	4.3
農 機 具 費	〃	39,632	38,454	4.1	△ 3.0
獣医師料及び医薬品費	〃	29,510	30,027	3.2	1.8
労 働 費	〃	168,847	167,800	18.0	△ 0.6
費用合計	〃	918,058	937,781	100.0	1.7
副産物価額	〃	181,622	182,378	-	0.4
生産費(副産物価額差引)	〃	736,436	751,403	-	2.0
支払利子・地代算入生産費	〃	743,903	758,671	-	2.0
全算入生産費	〃	782,435	796,467	-	1.8
生乳100kg当たり(乳脂肪分3.5%換算乳量)					
全算入生産費	円	8,068	8,236	-	2.1
1経営体当たり搾乳牛飼養頭数	頭	56.4	58.7	-	4.1
搾乳牛1頭当たり投下労働時間	時間	101.48	99.56	-	△ 1.9

(表3) 牛乳生産費の推移 (全国)

区 分	搾乳牛 1頭当たり 全算入生産費	生乳100kg当たり (乳脂肪分3.5%換算乳量) 全算入生産費	搾乳牛 1頭当たり 生乳価額	搾乳牛 1頭当たり 投下労働時間
	円	円	円	時間
平成22年度	716,529	7,959	715,101	107.09
23	729,137	8,080	726,050	105.24
24	737,962	8,088	746,804	104.95
25	753,535	8,247	759,422	104.68
26	765,924	8,290	816,802	104.94
27	736,480	7,812	858,540	104.40
28	738,314	7,787	868,727	105.71
29	757,043	7,972	883,512	104.02
30	782,435	8,068	895,672	101.48
令和元年	796,467	8,236	901,366	99.56

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費」

## 子牛生産費

### 1. 調査の目的

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格、牛肉の安定基準価格の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

調査の結果は、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金の算定の資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料としてさまざまな場面で利用される。今回は子牛生産費の結果を報告する。

### 2. 調査の対象

各生産費統計における調査対象のうち、子牛とは肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売または自家肥育に仕向け

る経営体（個別経営）を指す。なお、「経営体（個別経営）」とは、2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち世帯による農業経営を行う経営体のことである。

### 3. 調査事項

肉用牛の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

### 4. 調査期間

平成31年1月から令和元年12月までの1年間

### 5. 調査方法

調査は、調査票を調査対象経営体に配布し、これに生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員または統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。調査票の回収（決算書類等の提出を含む）は郵送、訪問、オンラインの方法により行った。

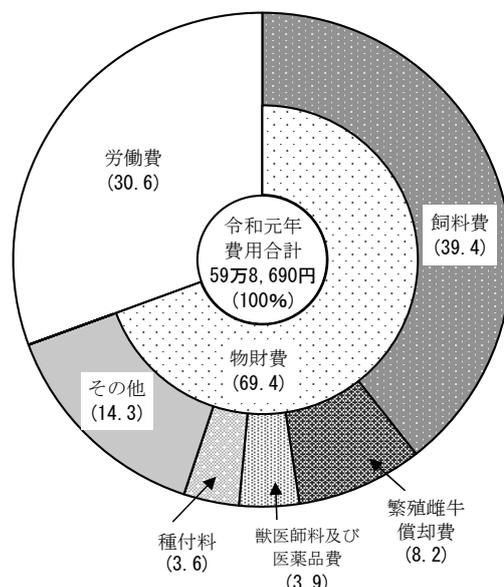
### 6. 調査対象経営体数

子牛：188経営体（うち、集計経営体数184

経営体)

注：集計経営体とは、選定できなかった経営体および調査期間中に調査不能となった調査対象経営体を除いた経営体としている。

(図1)主要費目の構成割合(子牛1頭当たり)



注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

### 調査結果の概要

子牛生産費調査の結果、繁殖雌牛を飼養し、子牛を販売する経営における子牛1頭当たり全算入生産費は65万5600円で、前年度に比べ0.7%増加した。

(表1) 子牛1頭当たり生産費

区分	単位	平成30年度	令和元年		対前年度増減率
			実数	構成割合	
子牛1頭当たり				%	%
物財費	円	410,599	415,680	69.4	1.2
うち 飼料費	〃	237,620	235,611	39.4	△ 0.8
繁殖雌牛償却費	〃	45,300	48,909	8.2	8.0
獣医師料及び医薬品費	〃	24,000	23,616	3.9	△ 1.6
種付料	〃	20,957	21,467	3.6	2.4
労働費	〃	183,114	183,010	30.6	△ 0.1
費用合計	〃	593,713	598,690	100.0	0.8
生産費(副産物価額差引)	〃	571,349	575,293	-	0.7
支払利子・地代算入生産費	〃	582,776	585,466	-	0.5
資本金利子・地代全額算入生産費	〃	650,969	655,600	-	0.7
1経営体当たり子牛販売頭数	頭	12.1	12.7	-	5.0
1頭当たり投下労働時間	時間	126.45	124.20	-	△ 1.8

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(表2) 子牛生産費の推移

区分	子牛1頭当たり全算入生産費	子牛1頭当たり販売価格	子牛1頭当たり投下労働時間
	円	円	時間
平成22年度	564,273	373,635	134.58
23	569,130	385,497	130.45
24	572,276	402,523	127.63
25	592,996	483,432	125.12
26	595,679	552,157	124.32
27	590,340	668,630	123.08
28	604,734	784,652	128.98
29	628,773	754,495	127.83
30	650,969	740,368	126.45
令和元年	655,600	735,646	124.20

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費」(以下6まで同じ。)

## 中央畜産会からのお知らせ

令和3年度畜産特別資金融通事業の  
実施について

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

## 1. 事業の概要

本事業は、負債の償還が困難な酪農経営、肉用牛経営または養豚経営に対し、長期・低利の借換資金（以下「大家畜・養豚特別支援資金」という。）を融通する融資機関に対し利子補給金を交付するとともに、経営改善指導および債務保証に対する支援を行う事業であり、事業実施期間は平成30年度から令和4年度までとなっています。

大家畜・養豚特別支援資金は、借入希望者による経営改善計画の作成とその継続的な見直しを要件に、畜産経営のために生じた借入金(元本および利息)のうち償還が困難になった資金の借換えを行うため、次に掲げる資金を融資機関や県団体等による経営指導の下、融通するものです。

## (1) 経営改善資金

畜産経営のために生じた借入金の毎年の約定償還金のうち償還困難な額の借換えを行うための資金で、①経営改善計画の作成→②資金貸付→③経営改善のための取組→④実績点検→⑤修正計画の作成、と反復(ローリング)・継続して、資金融通を行います。

なお、最終年度(令和4年度)については、必要な限度で、既往借入資金の残高を一括して借り換えることが可能です。

## (2) 経営継承資金

円滑な経営継承を図るため、後継者が経営を継承すると認められる経営について、必要な限度で、既往借入資金の残高を一括して借換えを行うための資金です。

## 2. 留意事項

## (1) 推進方針

ア 融資機関を始めとする県団体等は、大家畜・養豚特別支援資金を必要とする畜産経営の経営改善を的確かつ早期に達成するため、次に掲げる事項等を考慮し、資金借入者ごとに最も適切な経営・技術の指導を行います。

- ① 資金借入者は、生産技術等について課題を抱えていること等から、要因分析と当該課題の解決に向けた具体的な方法等を提示すること。
- ② 資金貸付後も資金借入者の経営が安定するまで、経営改善指導を継続すること。

イ また、県団体は、当該都道府県内において本事業が必要であると思慮される大家畜・養豚経営の早期把握に努めるものとしします。

ウ なお、令和元年度から本事業の適正な実施を確保していくため、各県の指導体

制等を確認・指導する現地調査を実施しています。

## (2) 借入希望者の要件等

大家畜・養豚特別支援資金の借入者がリピーター（一度借入者になった者が再び借入者になること）にならないようにするためには、経営を改善するとともに、自律的に経営管理ができるようになる必要があることから、令和2年度に次のような見直しが行われています。

### ア 借入希望者の要件

(ア) 借入希望者本人が、借入希望者の要件を理解したか、経営改善計画の内容について同居家族（経営に関与しない者は除く。）に説明を行い、理解を得ているか、また、経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合等には、経営改善計画の承認が取り消される可能性があることを理解しているかを確認すること。

(イ) 借入希望者が作成し提出する経営改善計画に、財務諸表（損益計算書および貸借対照表をいう。以下同じ。）など直近の財務状況が把握できる書類を添付すること。

なお、経営改善計画に添付することとなった、財務諸表など直近の財務状況が把握できる書類とは、

- ① 法人経営は、直近の財務諸表を、
- ② 個人経営は、例えば、青色申告を行っている場合、青色申告決算書の写し。また、財務諸表を作成していない場合、財務諸表に代わる書類と

して、税務申告書、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費明細帳、固定資産台帳など財務状況が正確に把握できる書類です。

(ウ) 借入希望者は、大家畜・養豚特別支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら大家畜（養豚）経営部門および経営全体について収支管理を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること。

なお、収支管理とは、会計ソフト等による記帳、財務諸表またはそれと同等の書類（以下「財務諸表等」という。）の作成および当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいいます。

### イ 融資機関の要件

融資機関は、借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受けること。また、収支管理が実施されない場合にあっては、見直し期間の終了までに確実に実施されるよう、借入者に対して指導を実施すること。

なお、借入者による収支管理の実施状況の確認状況や借入者に対する収支管理の指導状況について記録した指導記録簿を整備し、償還が終了するまでの間、借受者から提出を受けた財務諸表等とともに保管すること。

(3) 大家畜・養豚特別支援資金の経営改善資金における残高借換

経営改善資金の残高借換については、本資金の事業実施期間の最終年度（令和4年度）に限り、それまでの経営改善指導との継続性等を考慮しつつ、必要な限度で可能となっていますが、その前提としては、令和3年度までに経営改善資金の借入を行い、経営改善指導を受けていることが求められます。（令和4年度に初めて本資金の借入を希望する者については、本事業が継続することを前提に、約定償還額のうち返済が困難な分についての借換えを認めることとなります。）

(4) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等の取扱い

貸越勘定等は、農業協同組合等において、固定化しないよう適正に管理・運営するとともに、固定化した場合は、その管理・回収を適切に行うことが基本です。なお、固定化したものの解消方法として資金化を選択する場合には、長期資金化を図ることにより、長期的な観点から経営改善を促すことが肝要です。（大家畜・養豚特別支援資金の借換対象は営農のために生じた資金であることに留意が必要です。）

(5) 貸付利率および利子補給率等

貸付利率、利子補給率等については、農業近代化資金の基準金利、日本政策金融公庫の経営体育成強化資金の貸付利率等を基準に設定することとしています。

しかしながら、経営改善計画の作成等の際には貸付時の金利が未定であるため、直近の金利を参考に経営改善計画の作成指導を行ってください。

(6) 大家畜・養豚特別支援資金の貸付時期

大家畜・養豚特別支援資金の貸付は、原則として5月31日および11月30日の年2回となっていますが、畜産情勢等を勘案して農畜産業振興機構理事長が別に定めることができることとされています。（令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和2年6月から令和3年3月までの毎月末を貸付日に追加。）

貸付実行に当たっては、都道府県による経営改善計画の承認および農畜産業振興機構への協議が前提になりますので、貸付案件を把握した場合には前広にご相談ください。

**問い合わせ先**  
**(公社)中央畜産会 資金・経営対策部**  
**担当 : 富永**  
**TEL : 03-6206-0833**  
**FAX : 03-5289-0890**

(大家畜・養豚特別支援資金)

(令和3年3月25日現在)

	基準金利	自助努力	利子補給率	貸付利率
一般	1.60%	0.25%以上	1.05%以内	0.30%以内
特認	1.60%	0.25%以上	1.05%以内	0.30%以内
経営継承	1.60%	0.25%以上	1.05%以内	0.30%以内

※ 都道府県は、上乘せ利子補給等の自助努力分について、融資機関等地元関係機関と連携し、都道府県内の負担調整を行ってください。

## 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和3年2月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和3年2月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和3年5月上旬に公表する予定です。

なお、今後、交付対象頭数が確定することにより、既に積立金が不足している都道府県（表中、※2）以外にも積立金が不足する県が発生する可能性があります。その場合、積立金が不足することとなった県における2月分の支払は、国費分のみ（4分の3相当額）となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	1,175,607円	1,245,865円	※2 44,424.15円	栃木県	1,225,281円	1,232,963円	※2 2,185.35円
青森県	1,221,121円	1,234,683円	※2 6,154.35円	群馬県	1,225,281円	1,233,384円	※2 2,469.525円
岩手県 (日本短角種を除く。)	1,221,121円	1,201,666円	※2 —	埼玉県	1,225,281円	1,222,851円	※2 —
				千葉県	1,225,281円	1,232,513円	※2 1,881.6円
岩手県 (日本短角種)	768,445円	808,008円	31,606.7円	東京都	1,225,281円	1,207,319円	※2 —
				神奈川県	1,225,281円	1,243,145円	※2 9,058.2円
宮城県	1,221,121円	1,225,815円	※2 168.45円	山梨県	1,225,281円	1,227,182円	※2 —
秋田県	1,221,121円	1,219,154円	※2 —	長野県	1,225,281円	1,236,435円	6,038.6円
山形県	1,221,121円	1,184,682円	※2 —	静岡県	1,225,281円	1,223,091円	※2 —
福島県	1,221,121円	1,224,536円	※2 —	新潟県	1,247,885円	1,202,217円	※2 —
茨城県	1,225,281円	1,238,539円	※2 5,949.15円	富山県	1,247,885円	1,225,275円	—

(つづく)

(つづき)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
石川県	1,247,885円	1,209,893円	※2 —	広島県	1,217,301円	1,216,986円	※2 —
福井県 ※3	1,451,300円	1,217,984円	※2 —	山口県	1,217,301円	1,205,573円	※2 —
岐阜県	1,267,736円	1,246,239円	—	徳島県	1,178,396円	1,244,478円	※2 41,605.35円
愛知県	1,267,736円	1,212,100円	※2 —	香川県	1,178,396円	1,249,715円	※2 45,140.325円
三重県	1,267,736円	1,215,818円	※2 —	愛媛県	1,178,396円	1,214,469円	※2 21,349.275円
滋賀県	1,281,953円	1,253,412円	※2 —	高知県	1,178,396円	1,093,529円	—
京都府	1,281,953円	1,271,688円	※2 —	福岡県	1,213,901円	1,239,574円	※2 14,329.275円
大阪府	1,281,953円	1,238,945円	※2 —	佐賀県	1,213,901円	1,231,323円	※2 8,759.85円
兵庫県	1,281,953円	1,377,495円	※2 61,490.85円	長崎県	1,213,901円	1,222,415円	※2 2,746.95円
奈良県	1,281,953円	1,220,679円	※2 —	熊本県	1,213,901円	1,216,370円	※2 —
和歌山県	1,281,953円	1,202,650円	※2 —	大分県	1,213,901円	1,232,617円	※2 9,633.3円
鳥取県	1,217,301円	1,229,853円	7,296.8円	宮崎県	1,213,901円	1,245,618円	※2 18,408.975円
島根県	1,217,301円	1,208,046円	※2 —	鹿児島県	1,213,901円	1,254,019円	※2 24,079.65円
岡山県	1,217,301円	1,188,358円	※2 —	沖縄県	1,162,148円	1,206,142円	※2 26,695.95円

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	717,773円	810,682円	79,618.1円
	東京都、京都府		※2 59,713.575円
乳用種	442,259円	497,440円	45,662.9円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額です。

※2 肉専用種において※2を付した42都道府県は、積立金が不足しており、東京都、山口県、沖縄県については3月分以降、青森県、岩手県(日本短角種を除く。)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福井県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県については4月分以降、北海道、宮城県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県については5月分以降、山形県、神奈川県、静岡県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、島根県、長崎県については6月分以降、福島県、三重県、福岡県、熊本県については7月分以降、秋田県、大分県については8月分以降、鹿児島県については10月分以降、また、交雑種において※2を付した東京都については6月分以降、京都府については9月分以降、国費分のみ(4分の3相当額)の支払となっていることから、交付金の交付がある場合は、交付金単価の4分の3相当額を表示しています。

※3 ※3を付した福井県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、当該県は単独で標準的販売価格の算定を行っています。